

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	放射性物質環境汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物等の処理施設に関する収用代替資産の所得に係る5000万円特別控除等の適用
2	対象税目	法人税:義、所得税:外
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>土地収用法上の収用適格事業に位置付けられている放射性物質汚染対処特措法(以下「法」という。)に基づく汚染廃棄物等の処理施設の整備に関する事業により土地等が買い取られる場合に、代替資産の取得価額が補償金等より高い場合は資産の譲渡がないものとし、低い場合はその差額分について譲渡があったものとして扱う。また、交換処分等に伴い資産を取得した場合に譲渡資産の譲渡がなかったものとして扱う。加えて、これら両特例を受けない場合について、長期譲渡所得及び短期譲渡所得についていずれも5000万円特別控除できるものとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第33条、第33条の2、第33条の4、第64条、第65条、第65条の2</p>
4	担当部局	水・大気環境局中間貯蔵施設担当参事官室、廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年4月～28年3月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設:平成24年度
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 汚染廃棄物等の処理施設(法に基づく除染等の措置によって生じる除去土壌等を保管又は処分する中間貯蔵施設、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の最終処分場等)を整備することで、除染の迅速化、仮置場の設置に係る環境整備、汚染廃棄物等の迅速な処理を図り、これにより、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。</p> <p>《政策目的の根拠》 放射性物質汚染対処特措法</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>10 放射性物質による環境の汚染への対処 10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理 10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等</p>

	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 汚染廃棄物等の処理施設の整備が的確に図られること。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制上の特例措置により事業用地の取得が円滑に行われることにより、当該施設の整備が進み、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するという政策目的に寄与する。
9 有効性等	① 適用数等	法人税 平成 25 年度 実績なし 平成 26 年度 実績なし 平成 27 年度 全補償契約件数 83 件の内数、総補償額 21 億の内数
	② 減収額	法人税 平成 25 年度 実績なし 平成 26 年度 実績なし 平成 27 年度 総補償額 21 億の内数 × 法人税率 25.5% = 5 億円の内数
	③ 効果・税収減是認効果	《効果》 本特例措置により、汚染廃棄物等の処理施設の整備に向けて、用地交渉が円滑に進められていると考えられる。  《税収減を是認するような効果の有無》 汚染廃棄物等の処理施設の整備に向けて、用地交渉が円滑に進められていると考えられ、これにより、環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに寄与するので、税収減を是認する効果がある。

10 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は資産所有者の収用等により交付を受けた金銭(補償金)に係る非課税措置である。また、資産所有者の収用等を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制上の特例措置により施設の整備が推進されることによって、地方公共団体が実施する除染等の措置等がより推進されることになる。
11 有識者の見解	—	
12 評価結果の反映の方向性	引き続き、本措置を存続する。	
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価:平成23年度に実施	